

作成年月日	令和3年8月30日
作成部局 課室名	県土整備部まちづくり局 都市政策課

ホテル一般客室バリアフリー整備基準のパブリックコメント

1 背景・目的

兵庫県では平成4年に福祉のまちづくり条例（以下、条例という）を制定し、建築物のバリアフリー整備基準を定め、福祉のまちづくりを推進しています。

現行の条例ではホテル又は旅館について、新築等の際し、敷地内通路や外部出入口、ロビーや便所などの共用部のバリアフリー化を義務付けているほか、総客室数50室以上の場合に車椅子利用者利用客室等の設置を義務付けています。

今回、大阪・関西万博等により高齢者や障害者を含めた多様な旅行者が来県されることへの対応として、新たにホテル又は旅館の一般客室のバリアフリー整備基準を定め、新築等の際しバリアフリー化を義務付けます。

2 改正概要

(1) 対象となる行為

床面積の合計1,000㎡以上のホテル又は旅館の新築、増築、改築、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替え。（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。）

(2) 整備基準

- ア 客室までの1以上の経路をバリアフリー化する
- イ 客室の出入口幅を80cm以上とする
- ウ 客室内に段を設けない（新築、増築、改築の場合のみ）
- エ 客室出入口から1以上の浴室、便所、ベッドまでの経路幅を80cm以上（直角部100cm以上）とする
- オ 客室内に車椅子の回転スペースを確保する
- カ 客室内の1以上の浴室、便所の出入口幅を75cm以上とする
- キ 客室内の浴槽、腰掛便器、洗面台に車椅子の寄付きスペースを確保する
- ク 客室内の浴室、便所の床仕上げを滑りにくい素材とする
- ケ 客室内の浴室の浴槽部分に手すりを設ける

※ウ～キの基準は和室部分適用除外

※エ～キの基準は一般客室の面積に応じて適用除外又は緩和あり

※適用除外又は緩和の詳細は別紙参照

3 今後のスケジュール（予定）

- (1) パブリックコメント：令和3年8月31日（火）から9月21日（火）まで
- (2) 公布：令和3年12月下旬
- (3) 施行：令和4年4月1日

ホテル又は旅館の一般客室におけるバリアフリー整備基準（案）

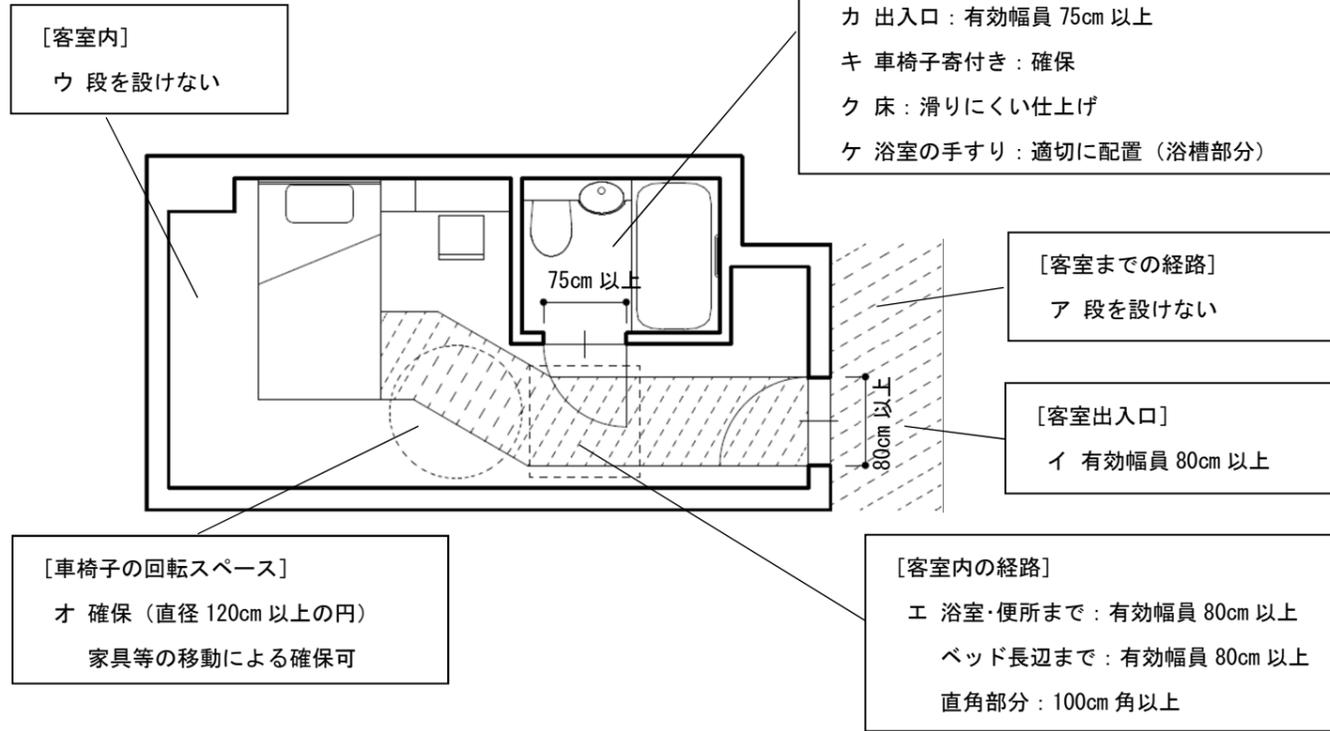
対象となる行為	<p>床面積の合計が 1,000 m²以上のホテル又は旅館の新築、改築、増築、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替え</p> <p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条第 6 項第 4 号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業の施設を除く）</p>	
整備基準	ア 客室までの経路	段を設けない（道等、車椅子利用者用駐車施設から客室までの 1 以上の経路）
	イ 客室の出入口の幅	有効幅員 80cm 以上
	ウ 客室内の段差	<p>段（2 cm 超）を設けない</p> <p>（用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替えの場合は適用除外）</p>
	エ 客室内の経路の幅	<p>出入口から 1 以上の便所・浴室まで有効幅員 80cm 以上（直角部分は 100cm 以上）</p> <p>（1 ベッド客室 15 m²未満、2 ベッド以上客室 19 m²未満の場合は適用除外）</p>
		<p>出入口から 1 以上のベッドまで有効幅員 80cm 以上（1 ベッド客室 18 m²以上、2 ベッド以上客室 22 m²以上の場合はベッドの長辺まで）</p> <p>（1 ベッド客室 15 m²未満、2 ベッド以上客室 19 m²未満の場合は適用除外）</p>
	オ 客室内の車椅子の転回スペース	<p>確保</p> <p>（1 ベッド客室 18 m²未満、2 ベッド以上客室 22 m²未満の場合は適用除外）</p>
	カ 便所・浴室出入口の幅	有効幅員 75cm 以上（1 ベッド客室 18 m ² 未満、2 ベッド以上客室 22 m ² 未満の場合は有効幅員 70cm 以上）
	キ 浴槽・便座・洗面台への車椅子の寄付きスペース	<p>確保</p> <p>（1 ベッド客室 18 m²未満、2 ベッド以上客室 22 m²未満の場合は適用除外）</p>
	ク 浴室・便所の床仕上げ	粗面又は滑りにくい材料とする
ケ 浴室の手すり（浴槽部分）	適切に配置	

※ウ～キの基準については和室部分は適用除外。

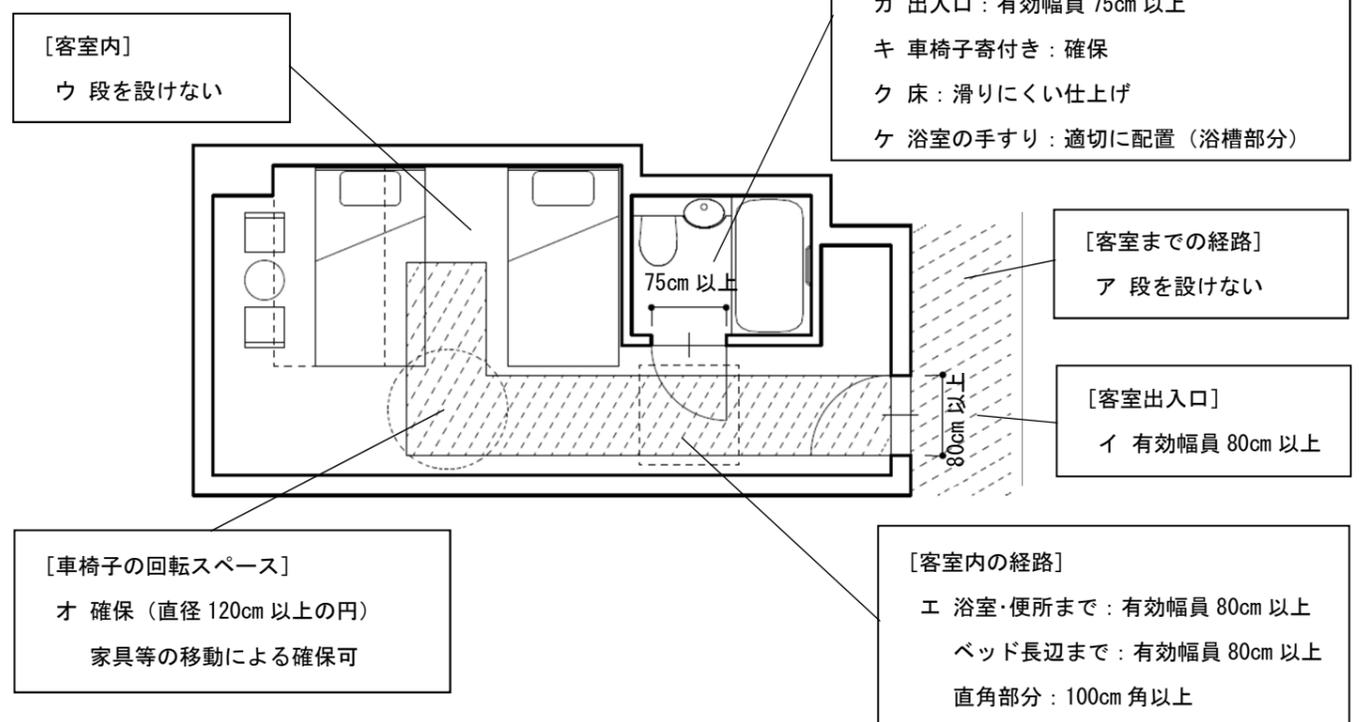
※改築、大規模の修繕、大規模の模様替えには、建築確認が不要な内・外装の改修等は含まない。

バリアフリー化された一般客室イメージ図

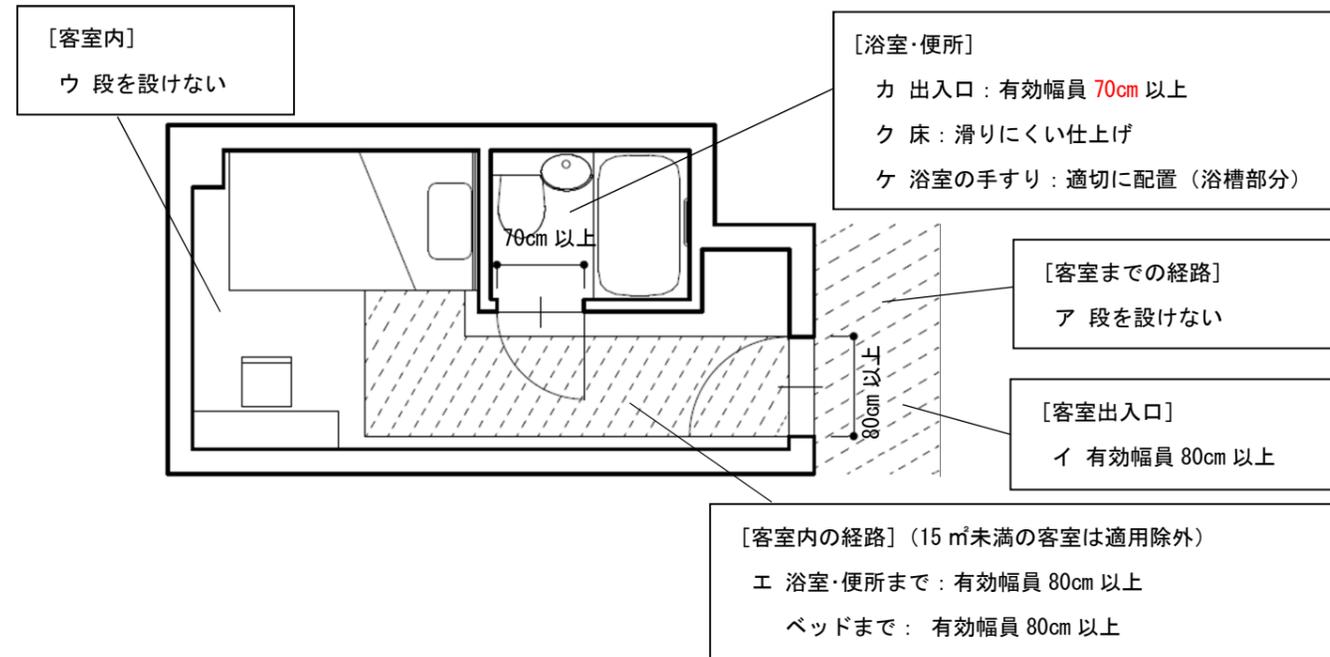
1ベッドの場合



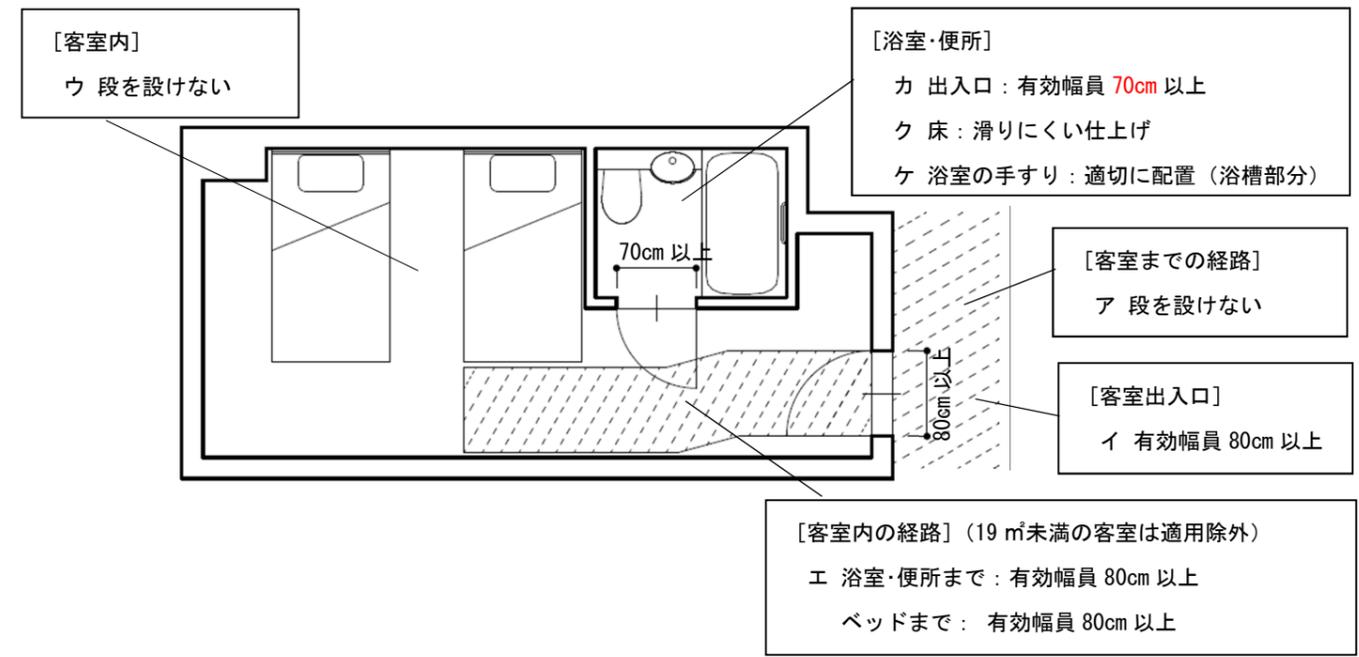
2ベッド以上の場合



※面積が 18 m²未満の客室については、下記の基準を適用します。



※ 面積が 22 m²未満の客室については、下記の基準を適用します。



■整備基準に加えて、多くの人にとってより利用しやすい施設とするために推奨する事項を以下のとおり定めます。

[客室出入口] 引き戸、ドアスコープは立位及び車椅子使用者に配慮し2カ所設置、室名プレート浮き文字（点字併記）

[浴室・便所出入口] 引き戸

[コンセント・スイッチ等] 車椅子使用者に配慮した高さに設置、ワイドスイッチ

[その他] 床仕上げを絨毯とする場合は車椅子使用者に配慮し短毛とする、床巾木は高さ 30cm 程度とする

「ホテル又は旅館の一般客室におけるバリアフリー整備基準（案）」

について県民の皆さんのご意見・ご提案を募集しています

兵庫県では平成4年に福祉のまちづくり条例を制定し、建築物のバリアフリー整備基準を定め、福祉のまちづくりを推進しています。

今回、大阪・関西万博等により高齢者や障害者を含めた多様な旅行者が来県されることへの対応として、新たにホテル又は旅館の一般客室のバリアフリー整備基準を定め、新築等際にバリアフリー化を義務付けます。

このたび、整備基準の案を公表し、県民の皆さまからご意見・ご提案を募集いたします。

ご意見等については、福祉のまちづくり条例施行規則改正にあたっての参考とさせていただきますとともに、ご意見等の概要とこれに対する県の考え方を、改正した規則とともに発表させていただきます。多数のご応募をお待ちしております。

1 詳しい資料の閲覧方法

(1) インターネット

兵庫県庁ホームページ（県土整備部まちづくり局都市政策課のページ）に掲載しています。

アドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/kisoku-pc2021.html>

(2) 県民情報センター及び地域県民情報センター

県民情報センター（神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館4階）

各地域県民情報センター（神戸を除く各県民局・県民センター内）

(3) 郵送

送付をご希望の方は、宛先（送付先）を記入し、120円の郵便切手を貼った定形外封筒を下記の提出先まで送付してください。

なお、お送りする資料は整備基準案のみであり、その他の参考資料はお送りできませんので、ご了承ください（県民情報センター及び地域県民情報センターでは、参考資料を含めてすべての資料をご覧いただけます。）

2 ご意見・ご提案の提出

(1) 受付期間

令和3年8月31日（火）から令和3年9月21日（火）まで [必着]

(2) 提出方法

- ・ 記載様式は自由です（よろしければ、裏面の様式をご利用下さい）。
- ・ 提出いただいたご意見等の内容確認のため、こちらから照会させていただく場合がありますので、住所（所在地）、氏名（団体名）、電話番号のご記入をお願いします。
- ・ 下記の提出先まで、電子メール、FAX、郵送により送付して下さい。なお、お電話でのご意見等の提出はご遠慮いただいておりますのでご理解ください。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課都市政策班

電話：078-362-4298

FAX：078-362-9487

電子メール：kendo_toshi@pref.hyogo.lg.jp



「ホテル又は旅館の一般客室におけるバリアフリー整備基準案」についてのご意見・ご提案

--

※1枚で書ききれない場合は、どのような用紙をお使いいただいても結構です。

住所 〒	
氏名	電話番号

送付先	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課都市政策班 FAX : 078-362-9487 E-mail : kendo_toshi@pref.hyogo.lg.jp
-----	--

